

各 位

会 社 名 株式会社 オーネックス
代表者名 代表取締役社長 木田 周太郎
(コード 5987、東証スタンダード市場)
問合せ先 執行役員管理本部長 中田 典男
(電話 03-6809-5615)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改訂に関するお知らせ

当社は、2026年9月29日開催の取締役会において、2021年3月1日施行された会社法に則り、監査等委員会設置会社へ移行することから、内部統制システム構築の基本方針に関し、一部改訂することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせ致します。(改訂箇所は、下線で示しております。)

記

内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)コンプライアンス体制の基礎として、オーネックスグループ企業行動憲章を制定し、法令遵守を周知徹底する。

(2)コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。

(3)取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会及びコンプライアンス・リスク管理責任者に報告するものとし、遅滞なく経営会議において報告するものとする。

(4)監査等委員会は、当社の法令遵守体制の運用に問題があると認めるときは、取締役会に対して、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

(5)執行部門から独立した内部監査部門が内部監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書取扱規程に基づき適切に保存及び管理し、取締役及び監査等委員会が必要に応じて閲覧できる状態を維持する。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は、業務執行に係る各種リスクを適切に認識及び評価し、リスク管理規程に基づきリスク管理体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)取締役会は原則月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。

(2)当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、経営会議において事前審議を行い、その

審議を経て執行決定を行う。

(3) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程に従い適切に行う。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) グループ会社における業務の適正を確保するため、オーネックスグループ企業行動憲章を共通の行動指針とし、グループ各社において必要な規程を整備する。

(2) 当社は、関係会社管理規程に基づき子会社の経営管理を行うとともに、必要に応じてモニタリングを実施する。

(3) 子会社の取締役等及び使用人は、経営上の重要事項、重大な法令違反、重大な損失の発生又はそのおそれのある事項を、当社に報告する。

(4) 当社は、子会社のリスク管理体制、コンプライアンス体制及び職務執行の効率性を確保するために必要な支援及び指導を行う。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

(1) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会補助使用人を選任する。

(2) 当該使用人は、監査等委員会の指示に従い、その職務を補助する。

7. 前項の使用人の独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査等委員会補助使用人の選任、解任、人事異動、人事評価及び懲戒処分については、あらかじめ監査等委員会の同意を得るものとする。

(2) 監査等委員会補助使用人は、監査等委員会から受けた指示に関して、業務執行取締役その他の者の指揮命令を受けない。

(3) 監査等委員会補助使用人は、監査等委員会補助業務を優先して遂行する。

8. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

(1) 当社及び子会社の取締役等及び使用人は次の事項を直ちに監査等委員会へ報告する。

① 法令又は定款に違反する事実

② 当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実

③ 内部監査の結果

④ 内部通報の内容及びその調査結果

⑤ その他監査等委員会が求めた事項

(2) 監査等委員会は必要に応じて、当社及び子会社の取締役等及び使用人に対して報告を求めることができる。

(3) 監査等委員は、取締役会、経営会議その他重要会議へ出席し、取締役及び使用人から職務執行状況について報告を受けることができる。

9. 監査等委員会へ報告した者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社は、監査等委員会へ報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として解雇、降格その他の不利益な取扱いを行わない。

10. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針

監査等委員が当社に対して、その職務の執行について必要な費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当社は、当該請求に係る費用又は債務が当該職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかにこれを処理する。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査等委員会は、稟議書その他重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができる。

(2) 代表取締役は、監査等委員会との定期的な意見交換の機会を設ける。

(3) 内部監査部門は、監査等委員会と定期的に情報交換を行い、監査計画、監査結果及び改善状況を報告する。

(4) 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査部門との連携を図り、監査の実効性の向上に努める。

(5) 監査等委員会は必要に応じて外部専門家を活用することができ、その費用は当社が負担する。

以上